

令和7年7月17日

三島市立北上中学校保護者様

三島市立北上中学校
校長 西島 真美

教職員の生徒指導に係る共通ルール及び相談窓口について

日頃より北上中学校への教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段として、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）が活用される場面が増えています。

しかしながら、児童生徒性暴力等による懲戒処分が行われた事案において、教職員と児童生徒との間でSNS等を用いた私的なやりとりが行われていた事案が報告されています。

このことを受け、文部科学省及び静岡県教育委員会は、各学校に対し、SNS等の取扱いに関するルールを定めるとともに、そのルールを教職員のみならず、保護者の皆様にも周知するよう通知しています。

こうした通知を受け、本校におきましても、別紙「教職員の生徒指導に係る共通ルールについて」のとおり、共通ルールを定めておりますのでお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、お子様に御指導いただくとともに、本校の対応について御理解、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

三島市立北上中学校
TEL 986-8766
教頭 勝又 俊介

=====

＜参考＞

○ また、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教育職員等と児童生徒等との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、学校の設置者の教育委員会など教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化することが必要である。なお、各学校のルール等について、教育職員等のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。

※ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）より抜粋

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて（三島市版）

1 児童生徒との連絡及びメール・SNS の使用について

- ・教職員と児童生徒との間で携帯電話・メール・SNS を利用した連絡は、原則行わない。

【例外】教育活動（部活動・行事指導等）に係る連絡で、かつ関係児童生徒全員に関わるものは、タブレット端末のアプリ「Teams」利用し、他の教職員と情報を共有する。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- ・電話・メール・SNS を利用した面談や相談等は、原則行わない。
- ・教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有することで透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間で報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ・やむを得ず、1対1で実施する場合は、疑念を招かないよう十分に配慮するとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 自家用車への児童生徒の乗車について

- ・教職員の自家用車には、原則、児童生徒を乗車させない。ただし、緊急の場合を除く。

4 その他

- ・上記で対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

<北上中学校のハラスメント相談窓口>

三島市立北上中学校では、ハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名しています。

● 相談員の職、氏名

- ・教頭 勝又 俊介 ・養護教諭 山下 笑 ・教諭 露木 江利子



● 相談内容（例）

- ・児童生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・児童生徒の対人関係（いじめ・不登校等）・・・等

=====

<静岡県教育委員会の通報窓口>

教育委員会では、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため、通報窓口を設置しています。

● 通報の窓口（教育総務課勤務条件・監察班）

電話：0120-793-242

E-mail：kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育総務課勤務条件・監察班宛



● 通報の対象者

教育部及び県立学校に勤務する教職員並びに市（指定都市を除く）町立学校に勤務する県費負担教職員（臨時及び会計年度任用職員を含む）

● 通報の対象

- ・職務の内外を問わず法令に違反すると考えられる行為
- ・職務上の義務に違反すると考えられる行為
- ・その他公正な職務の執行を損うおそれのある行為
(※ ハラスメントに関する通報も受け付けています。)

● その他

- ・匿名による通報も可能です。なお、匿名による通報の場合、通報者に対する調査結果等の回答は行いません。
- ・通報窓口には女性職員もおります。セクシュアル・ハラスメントの通報など、女性職員による対応を希望される場合は、その旨お申し出ください。